

平成25年3月1日
第2467号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 種畜証明書の書換交付の通報（74・畜産振興課）…………… 1
- 平成25年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）の実施（75・雇用労働政策課）…………… 1
- 平成25年度技能検定（随時実施）の実施（76・雇用労働政策課）…………… 4
- 建設業の許可の取消し（77・由利地域振興局総務企画部）…………… 6
- 道路区域の変更及び供用開始（78、79・仙北地域振興局建設部）…………… 7

告 示

秋田県告示第74号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 畜 証 明 書 番 号	名 前 (変更前)	品 種	生年月日	検 査 成 績	飼 養 者 の 住 所 氏 名
			産 地		
11298459990	義安平 (源氏70)	肉用牛	H22.8.30	1 級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷 地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県大仙市		
11250815123	義花国 (小杉山153)	肉用牛	H22.8.5	1 級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷 地13-3 秋田県畜産試験場
		黒毛和種	秋田県大仙市		

秋田県告示第75号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり平成25年度前期技能検定（一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 一級及び二級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工

作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 三級について実施する職種(作業)

造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級について実施する職種(作業)

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシンマーカール工事作業)

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成25年6月5日(水)から同年9月10日(火)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、平成25年5月29日(水)に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

期 日	等級及び職種(作業)
平成25年 7月21日(日)	三級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)
平成25年 8月25日(日)	(ア) 一級及び二級 造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、築炉(築炉作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)及び塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業) (イ) 三級 金属熱処理(一般熱処理作業)
平成25年 9月1日(日)	一級及び二級 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、めっき(電気めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)及び内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)
平成25年 9月8日(日)	(ア) 一級及び二級 放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業) (イ) 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業及び加熱ペイントマシンマーカール

工事作業)

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

- (1) 一級
省令第64条の2の規定に該当する者
- (2) 二級
省令第64条の3の規定に該当する者
- (3) 三級
省令第64条の4の規定に該当する者
- (4) 単一等級
省令第64条の6の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書用紙の交付

- (1) 期間及び時間
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除き、平成25年3月1日（金）から同年4月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封すること。

7 受検申請書の受付

- (1) 期間及び時間
県の休日を除き、平成25年4月8日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、書留郵便によることとし、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 場所
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

- (1) 額
ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
一級、二級及び三級			
造園	16,500円	金属熱処理	16,500円
機械加工	16,500円	放電加工	16,500円
金属プレス加工	16,500円	鉄工	16,500円
建築板金	16,500円	めっき	16,500円
仕上げ	16,500円	ダイカスト	16,500円
機械保全	16,500円	電子機器組立て	16,500円
産業車両整備	16,500円	建設機械整備	16,500円
婦人子供服製造	13,700円	家具製作	16,500円
建具製作	16,500円	印刷	16,500円
プラスチック成形	16,500円	強化プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円	建築大工	16,500円
とび	16,500円	左官	16,500円
築炉	16,500円	畳製作	16,500円
防水施工	16,500円	内装仕上げ施工	16,500円

熱絶縁施工	16,500円	サッシ施工	16,500円
化学分析	16,500円	表装	16,500円
塗装	16,500円	フラワー装飾	16,500円
単一等級 路面標示施工	16,500円		

ただし、三級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの三級受検手数料は、11,000円とする。

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書の提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

平成25年10月4日(金) (金属熱処理を除く三級の職種については、同年8月23日(金))に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業労働部雇用労働政策課(電話018-860-2321)又は秋田県職業能力開発協会(電話018-862-3510)

秋田県告示第76号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、次のとおり平成25年度技能検定(随時実施)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第66条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月1日

秋田県知事 佐竹敬久

1 随時実施(三級、基礎一級及び基礎二級)職種(作業)

さく井(パークッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンパダイカスト作業及びコールドチャンパダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント

配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウエルポイント施工(ウエルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)。ただし、機械加工の普通旋盤作業は三級のみ、旋盤作業は基礎一級及び基礎二級のみ実施する。

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、試験期日前に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

4 受検資格

(1) 三級

省令第64条の4の規定に該当する者(当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。)

(2) 基礎一級及び基礎二級

省令第64条の5の規定に該当する者

5 受検申請に必要な書類

(1) 技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

6 受検申請書用紙の交付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日をも定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、午前8時30分から午後5時までの間で随時交付する。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書き、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封すること。

7 受検申請書の受付

(1) 期間及び時間

県の休日を除き、原則、技能検定試験の受検を希望する日の30日前の日までの午前8時30分から午後5時まで郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書き、書留郵便によることとする。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料

三級、基礎一級及び基礎二級			
さく井	16,500円	鋳造	16,500円
鍛造	16,500円	機械加工	16,500円
金属プレス加工	16,500円	鉄工	16,500円
建築板金	16,500円	工場板金	16,500円
めっき	16,500円	アルミニウム陽極酸化処理	16,500円
仕上げ	16,500円	機械検査	13,700円
ダイカスト	16,500円	機械保全	16,500円
電子機器組立て	16,500円	電気機器組立て	16,500円
プリント配線板製造	16,500円	冷凍空気調和機器施工	16,500円
染色	16,500円	ニット製品製造	16,500円
婦人子供服製造	13,700円	紳士服製造	16,500円
寝具製作	16,500円	帆布製品製造	16,500円
布はく縫製	16,500円	家具製作	16,500円
建具製作	16,500円	紙器・段ボール箱製造	16,500円
印刷	16,500円	製本	16,500円
プラスチック成形	16,500円	強化プラスチック成形	16,500円
石材施工	16,500円	パン製造	16,500円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	16,500円	水産練り製品製造	16,500円
建築大工	16,500円	かわらぶき	16,500円
とび	16,500円	左官	16,500円
タイル張り	16,500円	配管	16,500円
型枠施工	16,500円	鉄筋施工	16,500円
コンクリート圧送施工	16,500円	防水施工	16,500円
内装仕上げ施工	16,500円	熱絶縁施工	16,500円
サッシ施工	16,500円	ウェルポイント施工	16,500円
表装	16,500円	塗装	16,500円
工業包装	16,500円		

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書の提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

9 合格者への通知等

(1) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付される。また、三級合格者には、厚生労働大臣から三級技能士章が交付される。

10 受検についての問い合わせ先

産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2321）又は秋田県職業能力開発協会（電話018-862-3510）

秋田県告示第77号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1(1) 処分をした年月日

平成25年2月18日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐藤電設工業所

にかほ市小国字下腰15番地

佐藤 慶一郎

秋田県知事許可（般-23）第8259号

(3) 処分の内容

電気工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成25年2月14日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日

平成25年2月20日

(2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社今野電気

由利本荘市黒沢字勘定免3番地

取締役 今野 壮一

秋田県知事許可（般-22）第12284号

(3) 処分の内容

消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

平成25年2月15日付けで消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	田沢湖畔線	仙北市西木町西明寺字川前9番1地内	9.00~10.40	0.253
	新	田沢湖畔線	〃	9.00~27.40	0.253

2 供用開始の期日 平成25年3月1日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年3月1日から同月14日まで

秋田県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年3月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	田沢湖畔線	仙北市西木町西明寺字川前7番1から6番1まで	8.80~10.60	0.234
	新	田沢湖畔線	〃	8.80~20.20	0.234

2 供用開始の期日 平成25年3月1日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月1日から同月14日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成9年3月28日(号外第10号)公布の秋田県規則第48号(秋田県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則) (原稿誤り)				
4	1	前から10	メートル	「 に 」 「 を 」 改める。 「 一年以内 」 に